

公益社団法人 全国有料老人ホーム協会 殿

厚生労働省政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)



令和 6 年介護サービス施設・事業所調査の協力依頼について

介護サービス施設・事業所調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年においても、下記のとおり調査を実施することといたしましたので、御協力を賜りたく御配意方お願い申し上げます。

記

1 調査の目的・必要性

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とする。

調査結果は、重要な政策の立案・実施・評価のための基礎資料として活用されており、例えば、

- 社会保障審議会介護保険部会における介護保険制度の見直しに関する参考資料等として活用されていること
・ 介護保険 3 施設における入所者・退所者の状況
<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001119107.pdf#page=139>
- 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づき都道府県・市町村が策定する介護保険事業（支援）計画における在宅医療・介護連携の推進等への取組を支援するために提供される「地域包括ケア「見える化」システム」掲載の指標として活用されていること
<https://mieruka.mhlw.go.jp/>
- 介護人材確保の取組に向けた介護職員の必要数推計の基礎資料として活用されていること
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41379.html
- 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づき都道府県が策定する医療計画における在宅医療の体制構築等への取組を支援するために提供される「医療計画作成支援データブック」掲載の指標として活用されていること
などが挙げられる。

2 調査の対象及び客体

(1) 基本票

都道府県を対象とする。

(2) 詳細票

以下に掲げる施設・事業所を対象とする。

ア 介護保険施設

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

イ 居宅サービス事業所

訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護ステーション、通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所、短期入所生活介護事業所、短期入所療養介護事業所、特定施設入居者生活介護事業所、福祉用具貸与事業所、特定福祉用具販売事業所

ウ 居宅介護支援事業所

エ 介護予防サービス事業所

介護予防訪問入浴介護事業所、介護予防訪問看護ステーション、介護予防通所リハビリテーション事業所、介護予防短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所療養介護事業所、介護予防特定施設入居者生活介護事業所、介護予防福祉用具貸与事業所、特定介護予防福祉用具販売事業所

オ 介護予防支援事業所

カ 地域密着型サービス事業所

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型介護老人福祉施設、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）事業所

キ 地域密着型介護予防サービス事業所

介護予防認知症対応型通所介護事業所、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所

なお、訪問介護、通所介護、居宅介護支援、介護予防支援については、サービス、都道府県及び事業所の規模（通所介護はサービス及び都道府県）を層として層化無作為抽出した事業所を客体とし、それ以外については、全数を客体とする。

3 調査の期日

令和6年10月1日現在

4 調査の事項

次の調査票に掲げる事項とする。

(1) 基本票

①施設基本票（別紙1-1）

②事業所基本票（別紙1-2）

(2) 詳細票

①介護老人福祉施設・地域密着型介護老人福祉施設票（別紙2-1）

②介護老人保健施設票（別紙2-2）

③介護医療院票（別紙2-3）

④訪問看護ステーション票（別紙2-4）

⑤居宅サービス事業所（福祉関係）票（別紙2-5）

⑥地域密着型サービス事業所票（別紙2-6）

⑦居宅サービス事業所（医療関係）票（別紙2-7）

5 調査の実施体制

- (1) 基本票は、厚生労働省が都道府県に対して調査を行う。
- (2) 詳細票は、厚生労働省が調査に関する事務を民間事業者に委託して行う。
- (3) 都道府県は、それぞれの区域内の調査対象施設・事業所について、「令和6年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」の作成等、円滑な調査の実施に向け、必要な業務を行う。

6 調査の方法

- (1) 基本票は、厚生労働省から都道府県にオンラインにより調査票を配布し、各担当者が入力する。
- (2) 詳細票は、都道府県により更新された「令和6年介護サービス施設・事業所調査 調査対象名簿」を基に、民間事業者から施設・事業所に配布し、各管理者が記入する。

7 集計及び結果の公表

集計及び結果の公表は、厚生労働省政策統括官（統計・情報システム管理、労使関係担当）が行い、調査結果は速やかに公表する。